

津市監査委員告示第 8 号

令和 7 年 6 月 3 日付けで提出された地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求書について、要件審査を実施し
た結果を、令和 7 年 7 月 2 日付けで別紙のとおり請求人に通知したので、津市
住民監査請求事務取扱要領第 9 第 7 項の規定に基づき、公表する。

令和 7 年 7 月 8 日

津市監査委員	小	津	直	久
津市監査委員	安	井	広	伸
津市監査委員	片	山		光
津市監査委員	安	積	む	つみ

第1 請求の受付

1 受付年月日

本件監査請求書は、令和7年6月3日に受付した。

2 請求人の住所・氏名

住所 津市

氏名 村 田 正 人

3 請求の要旨（ほぼ「請求書」原文のまま記載）

(1) 請求の対象となる執行機関

津市長前葉泰幸

(2) 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

後記の物件目録記載1の土地（以下「本件1土地」という。）は、不動産登記簿謄本では海軍省の名義であり、同目録記載2の土地（以下「本件2土地」という。）は、大蔵省の名義であるが、真実は、平成14年に地方分権一括化法のもとで、国から津市に譲与された土地である。

したがって、津市長前葉泰幸は、これらの土地の所有名義を海軍省と大蔵省から津市に移転登記を行ったうえで適正に管理する責務があるが、これを怠っている違法がある。

(3) 違法若しくは不当とする理由

土地基本法第3条は、土地の適正な利用及び管理について定めており、第6条は、土地所有者等の責務を定めている。

第6条第2項は、「土地の所有者は、前項の責務を遂行するに当たっては、その所有する土地に関する登記手続その他の権利関係の明確化のための措置及び当該土地の所有権の境界の明確化のための措置を適切に講ずるように努めなければならない。」と規定している。

津市長前葉泰幸が、本件1土地及び本件2土地の所有権移転登記を経由せずに放置していることは、土地基本法に違反する違法行為である。

(4) 津市に生じている損害

適切な財産管理を怠ることによる損害がある。

(5) 求める必要な措置

津市長前葉泰幸は、本件1土地及び本件2土地について、国から津市への所有権移転登記手続をせよ。

(6) 財務会計上の行為から1年が経過して請求する正当な理由

怠る事実（不作為）については、住民監査請求の期間制限はないため、

違法な不作為状態が続く限り、住民監査請求は適法である。

(物件目録)

- 1 津市高茶屋小森町字焼野 8 7 4 番 1 0、山林、1 2 1 6 平方メートル
- 2 同所 8 7 4 番 1 1、山林、8 4 6 平方メートル

第 2 請求の却下理由

本件監査請求は、津市が津市高茶屋小森町字焼野地内の市有地に対する所有者としての責務を怠っているとして、違法又は不当な財産の管理を怠る事実の是正を求めているものと解される。

平成 2 年 4 月 1 2 日最高裁判決は、住民訴訟の対象となる財産の管理について、「財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的处理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為」と判示しており、公有財産を一定の公の目的を実現するために支障のない状態に維持する行政上の管理は含まれていない。

この考え方は住民監査請求においても同様であると解し、請求人の主張は、本市の行政上の管理を問題とする内容ではあるものの、現在の管理状況が直ちに財務会計上の財産的価値を損ねていることにはならない。

本件監査請求において、請求人は、本市が適切な財産管理を怠ることによる損害があると主張するのみで、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実を明示していないことから、本件監査請求は、法第 2 4 2 条第 1 項に規定する住民監査請求の要件を具備していないと判断する。

以上